

民間資金等活用事業推進委員会 事業部会  
報告書

平成 29 年 3 月

民間資金等活用事業推進委員会 事業部会

## 目次

I.	民間提案の積極的活用	2
1.	民間提案を取り巻く状況	2
	(1) 民間提案とは	2
	(2) 民間提案の活用に係る主な論点	6
2.	民間提案の活用に向けた方策	7
	(1) 民間提案事例の考察	7
	(2) PFI法に基づく民間提案の活用	10
3.	民間提案の積極的活用に当たっての進め方	13
	(参考) 幅広い民間ノウハウの活用に向けて	14
II.	バンドリング・広域化の推進	16
1.	バンドリング・広域化を取り巻く状況	16
	(1) バンドリング・広域化とは	16
	(2) バンドリング・広域化の実施状況	18
2.	バンドリング・広域化の実施に当たってのポイント	18
	(1) バンドリングを実施する場合のポイント	19
	(2) 集約化・複合化を実施する場合のポイント	19
	(3) 広域化を実施する場合のポイント	22
3.	バンドリング・広域化の推進に当たっての進め方	24
III.	コンセッション事業の運営段階における人材供給について	26
1.	背景・目的	26
2.	コンセッション導入に必要な人材のイメージ	27
3.	人材供給に係る民間事業者の意見	27
4.	今後の進め方	28

## はじめに

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的に公共施設等の整備等に関する事業を進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要である。

このため、多様な PPP/PFI の推進が国の重点施策として位置づけられた「PPP/PFI 推進アクションプラン」（平成 28 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、コンセッション事業の活用や実効性のある優先的検討、地域プラットフォームを通じた案件形成などの取組が現在も積極的に進められているところである。

こうした中、今後の PPP/PFI の更なる推進に当たり、必要性が認識されていながらもまだその具体的な取組方、方向性がはっきりしていない施策が残されていることから、民間資金等活用事業推進委員会では、平成 28 年 5 月に「事業部会」を設置し、ここでは特に、民間提案の活用、バンドリング・広域化の推進、コンセッション事業の運営段階における人材供給のあり方の 3 つを検討すべきテーマとして取り扱うこととした。

民間提案の活用については、制度があまり活用されていない現状を踏まえて、積極的活用に向けた施策の考え方を取りまとめた。バンドリング・広域化の推進については、事業を取り巻く現状把握をもとに、地方公共団体レベルでより一層推進するための今後の対応策を検討した。コンセッション事業の運営段階における人材供給のあり方については、今後、幅広くコンセッション事業が採用されることを見通し、運営段階で必要となる人材イメージの調査を行った。

いずれのテーマにおいても、先行した取組経験のある地方公共団体や実際に PPP/PFI 事業に携わった民間事業者へのヒアリングなどの調査結果を重視し、事業の実務レベルに近い立場での検討を重ねている。

本検討が PPP/PFI 事業推進にまつわる実情、課題、問題点等の把握や具体的な施策の方向付けの一助となるとともに、今後の PPP/PFI 事業の更なる進展に資することを期待している。

## I. 民間提案の積極的活用

### 1. 民間提案を取り巻く状況

#### (1) 民間提案とは

「PPP/PFI 推進アクションプラン」に基づき、より民間のイニシアチブを活用した PPP/PFI の案件形成を促進するためには、民間事業者による提案を活用することが重要である。

民間提案とは、事業の初期段階・構想段階から民間ならではの創意工夫、ノウハウ、アイデア等を PPP/PFI 事業に反映するため、民間事業者から提案を受ける、又は公共と民間事業者で対話を行う手法をいう。

民間提案では、民間事業者のアイデアを反映した自由度が高い事業を形成できることから、民間事業者にとって取り組みやすい条件、内容での事業実施が可能となる一方、公共にとってもコストの削減、質の高いサービス提供による VFM の発現など事業の質的向上が図られるとともに、事業化における事務負担も軽減されることから、公共、民間双方でのメリットが期待できる。

施設整備のように一定程度の事業規模を伴う PPP/PFI 事業を対象とした制度に限定すると、我が国において実施されている民間提案は、主に地方公共団体独自の制度による「サウンディング調査」、「民間発案」と、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 6 条に基づいて行われる「PFI 法に基づく民間提案」の三つの手法がある。

「サウンディング調査」と「民間発案」は、民間事業者による負担が小さく、簡便的に民間のアイデアを把握することのできる方法であり、「サウンディング調査」は横浜市等、「民間発案」は福岡市、さいたま市等でそれぞれ実施事例がある。

一方、「PFI 法に基づく民間提案」については、PFI 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）等により必要な事項が規定されており、特に VFM 評価等を民間事業者が算出しなければならない等、民間事業者の負担が大きい方法となっているため、これまで採用に至った事例は 2 件しかない。

各民間提案手法の特徴及び事例を次頁以降に示す。

図表：民間提案の3つの手法

	サウンディング調査	民間発案	PFI法に基づく民間提案
目的・概要	<p>事業検討の初期段階で公有資産の市場性や活用アイデアの把握、より民間が参加しやすい公募条件の検討のため、個別に民間事業者から広く意見を聞く方法</p>	<p>公募や事業リストで対象事業を限定し、民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付け、その後の公共での事業化検討につなげる方法</p>	<p>民間事業者が公共に代わってPFI事業の詳細な案を提案</p>
提案・対話項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有資産（土地・建物）の市場性の有無</li> <li>・ 活用アイデア</li> <li>・ 公募条件 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PPP 事業化に向けたアイデア</li> <li>・ 民間ノウハウや創意工夫</li> <li>・ 事業の有効性 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業の案（事業規模、事業スキーム、スケジュール、リスク分担等）</li> <li>・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果（VFM 評価）</li> <li>・ 評価の過程及び方法（VFM 計算書）</li> </ul>
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市「サウンディング型市場調査」等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡市「PPP/PFI 民間提案制度」</li> <li>・ さいたま市「提案型公共サービス公民連携制度」 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡山県鏡野町「地域情報通信施設整備運営事業」</li> <li>・ 千葉県睦沢町「むつざわスマートウェルネスタウン事業」</li> </ul>
提案に係る民間事業者の負担	小～中	小～中	大
提案採用で期待されるVFM 発現	効果あり	効果あり	効果大
提案採用による公共の事務負担軽減	効果あり	効果あり	効果大

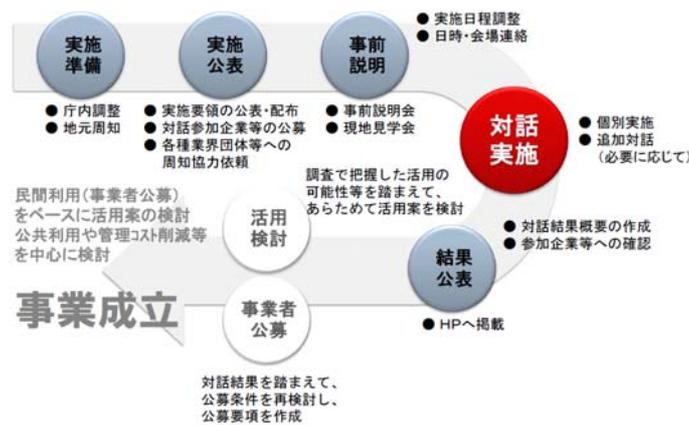
【事例：横浜市「サウンディング調査」】

横浜市では、事業検討の段階又は事業者公募前の段階で、民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて市場性の有無や活用のアイデアを把握するとともに、参加しやすい公募条件を検討するためにサウンディング調査を実施している。平成 22 年から開始し、これまでに 37 件の実施事例がある。

サウンディング調査では、対話実施前に実施要領を公表し、説明会や現地見学会を実施する。また、対話実施後には、民間事業者のノウハウ保護等に配慮しつつ、対話結果の概要を公表する。

市側は、サウンディング調査を実施することで、民間事業者からの率直な意見が確認でき、その後の判断がしやすくなる。民間事業者は、市側から情報を入手することができること、検討する準備期間が与えられること等のメリットがある。

図表：サウンディング調査の流れ



出所：横浜市資料をもとに作成

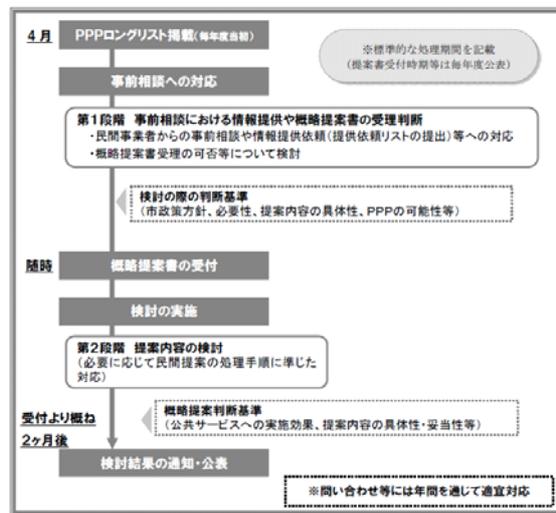
【事例：福岡市「民間発案」】

福岡市では、将来的に PPP による事業実施の可能性が考えられる事業を「PPP ロングリスト」として平成 25 年度より毎年 4 月に公表し、これに掲載した事業を対象に、PPP の事業化に向けたアイデア提案の募集を行っている。

ロングリストの公表は民間事業者の提案のきっかけづくりとして有効であり、その後、事前相談によって提案内容の完成度を高めた後、提案を受け付ける流れとなっている。また、福岡市では、ロングリストのほか、個別に事業を指定して民間発案の公募を行って事業化につなげている事例もある。

市側では思いつかない民間事業者の経験やノウハウが活かされたアイデアを事業に反映させることが可能となるメリットが期待できる。

図表：民間発案の流れ



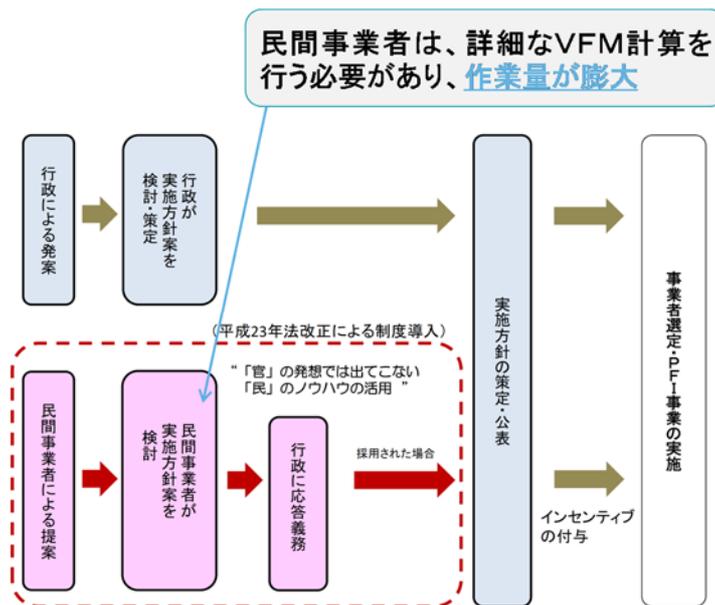
出所：福岡市「PPP/PFI 民間提案等ガイドブック」

【PFI 法に基づく民間提案】

平成 23 年 6 月の PFI 法改正に伴い、PFI 法の手続に基づき、公共に対し、民間事業者が特定事業の実施に係る提案を行うことができるようになった。

民間提案に当たって、民間事業者は事業の効果等を示す VFM を算出する必要があるが、この負担が非常に大きいことから、PFI 事業でこれまで採用に至った案件は 2 件に留まるが、事業内容を民間事業者が自ら組み立て提案し、その提案が反映された事業を実施することとなるため、民間事業者が持つノウハウ、技術、得意分野などの特性を最大限に活かした事業実施が可能となるというメリットが期待できる。

図表：PFI 法に基づく民間提案制度の流れ



## (2) 民間提案の活用に係る主な論点

平成 26 年に民間資金等活用事業推進委員会に設置された「モニタリング・事業促進ワーキンググループ」を始め、これまでに民間提案について議論がなされた各会議体や各種文献等で指摘されている民間提案に対する主な意見をまとめると、下図のとおりとなる。

図表：モニタリング・事業促進 WG 等での主な意見

民間の負担	<ul style="list-style-type: none"><li>書類の要求レベルが過度である。特に VFM 算出に係る「評価の過程及び方法」は負担が大きい。</li><li>民間への要求レベルが高いと大手企業しか提案できない。</li></ul>
情報開示	<ul style="list-style-type: none"><li>必要な情報が手に入らないので民間提案が進まない。</li><li>行政が課題を自ら打ち出していくようなことが大切。</li><li>民間がゼロから提案を立ち上げることは難しい。重点テーマの設定など、提案のきっかけがあるとよい。</li></ul>
インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"><li>ある程度インセンティブがなければ民間事業者は参加しない。</li><li>提案した結果が随意契約につながるのであれば、それは強いインセンティブとなる。</li></ul>
企業ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none"><li>民間からの提案機会を創出するには秘匿性が問われる。</li><li>自社ノウハウが的確に保護される仕組みがあつてこそ提案できる。</li></ul>

これを踏まえ、民間提案の活用に係る主な論点を以下の 4 点とし、この 4 つの論点をもとに民間提案の活用に向けた施策の検討を行うこととした。

### <民間提案の活用に係る主な論点>

- ・ 論点 1 民間事業者の負担軽減
- ・ 論点 2 民間事業者への情報開示
- ・ 論点 3 適切なインセンティブ付与
- ・ 論点 4 企業ノウハウの保護

## 2. 民間提案の活用に向けた方策

### (1) 民間提案事例の考察

民間提案の積極的活用に向けた施策の検討に当たり、具体的な事例の調査を行い、前述の民間提案の活用に係る主な論点の「論点1：民間事業者の負担軽減」、「論点2：民間事業者への情報開示」、「論点3：適切なインセンティブ付与」、「論点4：企業ノウハウの保護」に基づいて考察を行った。

#### ① 民間事業者の負担軽減

サウンディング調査（横浜市）は、民間事業者に負担をかけずに市場性の有無や実現可能性についての対話を実施するものであり、対話項目を事前に提示した上で個別対話を1時間程度行う。対話の参加に当たっての事前準備として、民間事業者に対してA4版数枚程度のヒアリングシートの作成を求めているが、すべての項目に答える必要はなく、回答できる部分だけでも可能としている。

民間発案（福岡市）では、手続における民間事業者の発案資料を、対象施設や発案理由、大まかな事業スキーム、スケジュール、官民の役割分担、事業の有効性などの概略にとどめ、A4版3枚程度と民間事業者に過度な負担を求めないように努めている。

民間事業者に行ったヒアリング調査では、「サウンディング調査、民間発案のような負担の軽い提案内容であれば営業活動の延長と捉えて参加できる」といった意見があり、サウンディング調査、民間発案ともに負担が軽く、民間事業者からも参加しやすいとの評価があった。

#### ② 民間事業者への情報開示

サウンディング調査（横浜市）では、調査の実施公表の時点から、対話項目のほか公共の事業方針や考え方、事業用地の情報や地域の課題、導入を予定する施設などの詳細情報も併せて提示し、民間事業者にとって提案に必要な情報の開示がなされている。

民間発案（福岡市）では、毎年度、市の政策推進プランの事業を対象に、将来的にPPPによる事業実施の可能性が見込まれる事業を「PPPロングリスト」として公表している。事業の概要、担当部署等の基本的な情報のほか、民間事業者に特に期待する要素を提示することにより、民間事業者は行政がどの事業に興味を持っているか、どの点に民間事業者の提案を期待しているかを把握でき、民間発案参加のきっかけを与えている。

民間事業者に行ったヒアリング調査では、サウンディング調査、民間発案について「対象事業のリストは提案のきっかけとなる」、「個別事業での公募は、事業化の実現可能性が高いと思われるため、より提案に積極的に参加できる」といった意見があり、適切な情報開示がなされ、民間提案の参加のきっかけになるものとして評価されている。

### ③ 適切なインセンティブ付与

民間提案において活用が考えられるインセンティブ付与事例としては主に随意契約、加点方式、報奨金の3つがあるが、導入に当たってはそれぞれ考慮すべき点がある。

#### イ 随意契約

提案が採用された事業者と随意契約を締結するもの。事業を受注したいという民間事業者のニーズに最も適したインセンティブであるが、比較的規模の小さい事務事業を中心に対象とするものであり、施設整備を伴うような一定規模の大きな事業について同様に扱うには、事業者選定の妥当性の面で慎重な検討が必要である。

#### ロ 加点方式

提案が採用された事業者に対し、事業者選定時に、プロポーザル又は総合評価の評価項目の加点を行うもの。さいたま市の事例では、加点割合は5%としている。

提案が採用された場合は入札に有利となるため、民間事業者にとってのインセンティブとなるものの、事業者公募で特定の事業者が有利に扱われることから、競争性の確保の面で注意が必要である。また、加点割合の大小の考え方についても整理が必要である。

#### ハ 報奨金

事業者選定時に次点、次々点となった者に対して報奨金を交付するもの。横浜市の実例では、報奨金額は想定事業規模（予定価格）に応じて50万円から300万円となっている。

民間事業者にとっては、提案に関するコストの一部が補填されることと、報奨される心理的メリットがあるが、行政側にとっては新たな予算、制度の準備が必要となることや、必ずしも民間事業者のニーズを十分に満たすことにはならないことから、導入には十分な検討が必要と考えられる。

一方、インセンティブに対する民間事業者の意見には「インセンティブが明確にない場合でも、さほど負担をかけずに行政側の意向を確認できる場合、メリットを感じる」とするものがあった。

サウンディング調査（横浜市）では、行政の担当者から直接話を聞く機会、行政の担当者に直接意見を言える機会に官民双方がメリットを見出していること、民間発案（福岡市）では、行政担当者と初期段階からやりとりできること、文書ではわからない細かい部分や温度感が把握できること、早い段階から情報を入手でき、検討する時間を長く取れることに大きなメリットを感じているとされていた。

このように、明確なインセンティブを設定しなくても、民間提案を通じて行政と直接的な接点を持つこと自体が民間事業者にとっての一つのインセンティブとなることがある。

以上を踏まえ、インセンティブ付与については民間の負担や行政・民間双方の視点に見合った適切なあり方を検討することが望ましい。

#### ④ 企業ノウハウの保護

サウンディング調査（横浜市）、民間発案（福岡市）の事例における企業ノウハウの保護に対する工夫としては、民間事業者のノウハウ等の流出に配慮し、対話の個別実施、企業名の非公表、実施結果の公表に係る民間事業者への事前確認といった点が確認できた。両市の手法における工夫を下図に示す。

図表：企業ノウハウの保護に関する工夫

	横浜市「サウンディング調査」	福岡市「民間発案」
対話の方法	・ アイデア及びノウハウの保護のため、市と民間事業者との対話は個別に実施	・ 市と民間事業者との対話は個別に実施
企業ノウハウ保護に対する工夫	・ 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表 ・ 公表に当たっては、事前に参加企業等に内容を確認 ・ 参加企業等の名称は、公表しない	・ ノウハウ等の流出に配慮し、提案を行った民間事業者の名称、概略提案書は原則として非公開 ・ 提案事業者の提出する書類の著作権はそれぞれの提案者に帰属

出所：横浜市資料、福岡市資料。

企業ノウハウの保護は民間提案を進める上で重要な事項であると認識されており、行政担当者に行ったヒアリングでも「民間事業者が安心して提案できるよう配慮することは必須」とされた。具体的には、提案書類は原則として全面非公開とすること、提案書の著作権は提案者に帰属すること、対話結果の概要を公表する際は具体性を抑えた表現にとどめるとともに、公表前に参加者本人に内容確認を行うこと、などの必要とされる対応が挙げられた。

一方、民間事業者からは「提案書の著作権が民間側にあり、結果公表時に内容確認を行うならば、安心して提案に参加できる」との意見に加え、「自社のアイデアが本公募で他社に模倣されることとなるため、提案内容がそのまま本公募の条件に使われるのは困る」、「自社の提案内容、特にグループ組成に関する情報は他社に見られたくない」といった意見もあった。

以上のことから、企業ノウハウの保護については、民間事業者が安心して民間提案に参加できる環境を作ることが重要であると考えられる。

#### ⑤ まとめ

4つの論点に基づき事例の考察を行ったところ、サウンディング調査（横浜市）、民間発案（福岡市）の事例はいずれの論点に対しても満足した具体的な対応策として捉えることができる。

今後の民間提案の積極的活用に向けた取組に当たっては、両事例の具体的な手法、考え方を取り入れ、広くその普及を図っていくことが大変有効であると考えます。

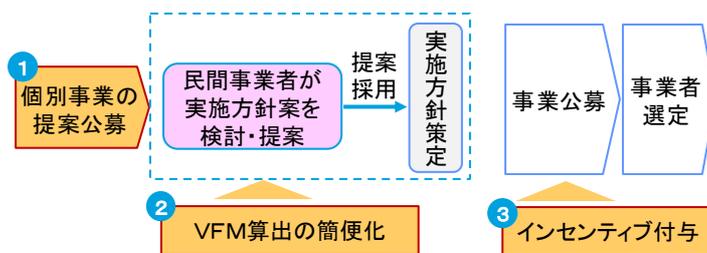
## (2) PFI法に基づく民間提案の活用

サウンディング調査（横浜市）、民間発案（福岡市）では、民間事業者の負担が軽いことがメリットである一方、求める提案がアイデアレベルの小さなものにとどまってしまう。そこで、サウンディング調査、民間発案とは別に、本格的な事業内容の提案を求める民間提案制度として、「PFI法に基づく民間提案」（以下「法民間提案」という。）の活用が期待される場所である。

法民間提案は民間事業者が公共に代わってPFI事業の詳細な実施方針案を提案するものであり、平成23年のPFI法改正で制度化されたが、提案が採用に至ったものはこれまでに2件しかない。民間事業者を対象に行ったヒアリング調査では、特にVFM算出に係る負担が大きく、提案に当たってのハードルが高いと認識される一方で、「事業を自ら組み立てることが難しい自治体に対し、専門性の高い提案を行うときには有効である」、「制度としては有効」、「インセンティブに魅力を感じる」という肯定的な意見も見られた。

そこで、法民間提案をより活用するには、民間事業者に限らず公共側の積極的な取組も必要であると考え、前述の民間提案の活用に係る主な論点をもとに、法民間提案の活用につながる運用改善について検討した。

図表：法民間提案の運用改善



※ 従来の法民間提案制度に公共側の取組を付加

### ① 個別事業の提案公募

従来の法民間提案の手順に公共側から民間提案を公募する手続を付加する工夫を行うことで、事業を特定するとともに事業化のタイミングや事業の考え方などの情報提供を行い、民間事業者が提案するきっかけを作ることが可能となる。

### ② VFM算出の簡便化

法民間提案においては、事業案だけでなく、法令等により民間事業者による「特定事

業の効果及び効率性に関する評価の結果」とその「評価の過程及び方法」、いわゆる VFM の算出が求められており、そのことが民間事業者の負担を大きくしている。

この点については、平成 28 年からの取組である PPP/PFI 手法導入の優先的検討プロセスの中で導入されている「簡易な検討の計算表」により、専門コンサルタント等を必要とせず担当者のみで簡便に VFM 計算ができるようになったことから、これを法民間提案に係る民間事業者の VFM 算出にも活用することで簡便化が可能となる。

図表：簡易な検討の計算表

※水色セルに各前提条件を入力することにより VFM が自動的に計算

手法	従来型手法	採用手法の条件	採用手法
事業期間	整備期間 1年	1年	1年
	維持管理・運営期間	従来手法-採用手法	0年
費用・収入	整備費	0	0
	維持管理・運営費(1年当たり)	0年	0年
	利用料金収入(1年当たり)	0年	0年
資金面の内容	現在価値への割引率	従来手法-採用手法	0.0%
	整備費に対する補助金・交付金の割合		
	整備費に対する起債の割合		
	整備費に対する一般財源の割合		
	整備費に対する民間資金の割合		整備費の100%
	小計	0%	100%
整備費に対する資金調達の内容	補助金・交付金の金額	小計を100%として下さい	0
	起債金額	0	0
	一般財源の金額	0	0
	起債金利	従来手法-採用手法	0.0%
	起債償還期間	0年	0年
	起債償還方法	従来手法-採用手法	0年
整備費に対する公共側の資金調達	資本金組		
	借入金組		0
	借入金組		
	民間事業者の借入期間		0年
採用手法における整備費の資金調達	割賦金利		0.0%
	割賦期間		0年
	法人税等		32.11%
	調査等費用		
採用手法の内容	採用手法における対価の調整		
	民間事業者のEIRR(※)		
	採用手法の民間事業者の収益		

■簡易VFMの結果

	従来型手法	採用手法	VFM
金額	5,174,652	4,723,885	450,767
%			8.7%

※現在価値のVFM

※VFMは現在価値に換算して比較を行うこととなっています。

■PPP/PFI手法簡易定額評価表

	従来型手法	採用手法
整備等(運営等を除く)費用	50.0億円	45.0億円
(算出根拠)		
運営等費用	10.0億円	9.0億円
(算出根拠)		
利用料金収入	2.0億円	2.2億円
(算出根拠)		
資金調達費用	5.3億円	9.0億円
(算出根拠)		
調査等費用	—	0.25億円
(算出根拠)		
税金	—	0.03億円
(算出根拠)		
税引き後損益	—	0.06億円
(算出根拠)		
合計	63.3億円	61.1億円
(算出根拠)		
合計(現在価値)	51.7億円	47.2億円
財政支出削減率		VFMは4.5億円 8.7%
その他(前提条件等)	事業期間20年間 割引率2.6%	

### ③ 適切なインセンティブ付与

PFI 法に基づく基本方針（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 27 年 12 月 18 日閣議決定））においても、実施方針策定に寄与した程度を勘案して「提案を行った民間事業者を適切に評価すること」とされ、これまでに行われた法民間提案では、事業者公募の際の加点方式によるインセンティブが付与されている。例えば、平成 27 年の千葉県睦沢町の事例では、民間提案を行った事業者に対して本公募時に性能評価点の 7.5%を加点するインセンティブが与えられている。

民間事業者の意見でも「加点インセンティブに魅力を感じ、提案に参加した」とあるなど、民間事業者のニーズもあり、加点により民間事業者の負担に見合った適切なインセンティブを付与することは法民間提案の積極的活用に効果的であると考えられる。

ただし、加点割合については、提案にかかる負担に応じて個別に判断するものである。千葉県睦沢町の事例は 7.5%加点であったが、VFM 算出の簡便化等による民間の負担軽減の程度を勘案する等、その都度適切に設定すべきものと考えられる。また、インセンティブ付与があることは民間提案の公募段階から事前に提示する必要があること、複数の提

案を部分的に採用して実施方針を策定する場合等の取扱いを事前に想定しておく必要があることにも留意する必要がある。

#### ④ まとめ

これまで採択に至った事例が少ない法民間提案であるが、現行の制度に「個別事業の提案公募」、「VFM 算出の簡便化」、「適切なインセンティブ付与」を追加し、運用の改善を行うことによりその普及を図ることを期待する。

なお、本改善方策については、法民間提案の制度そのものを変えるものではなく、より活発な提案を求めるための工夫として付加的に行うものであり、従来からの法民間提案の制度に基づく民間事業者の自発的な提案については、これまでと同様、引き続き実施されるべきものである。

### 3. 民間提案の積極的活用にあたっての進め方

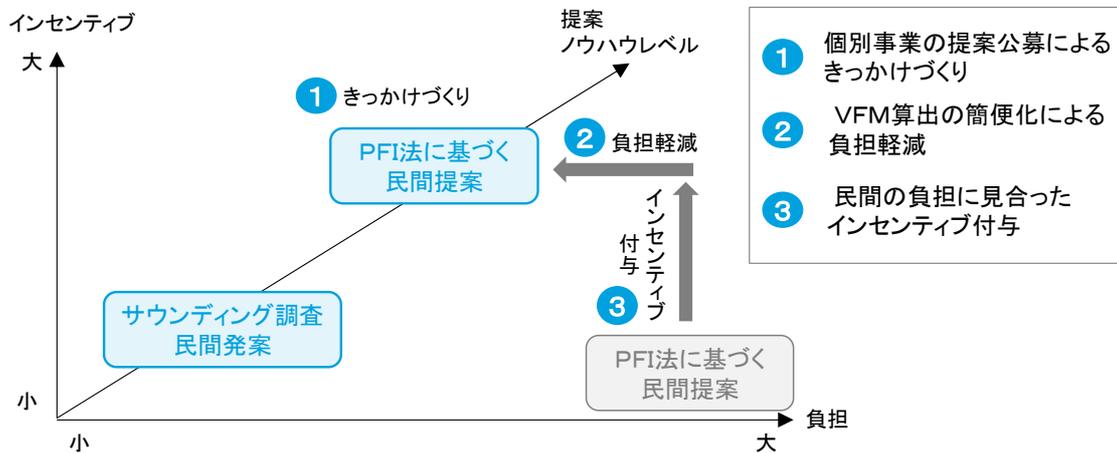
今後、民間提案の積極的な推進を図るには、「サウンディング調査」、「民間発案」の事例を参考にし、民間事業者にとっての負担が軽いアイデアレベルの提案を求める手法、考え方をひとつの基本的な枠組みとして活用し、広く普及を図るべきである。

一方、本格的な事業内容の提案を求める「法民間提案」については、従前の枠組みに①個別事業の提案公募、②VFM算出の簡便化、③適切なインセンティブ付与、を付加する工夫を行い運用の改善を図ることにより、制度の活用が期待できる。この運用の改善についてはまだ実績がないため、実施実績を積み上げ、施策としての有効性を高めていくことが必要と考えられるが、民間ノウハウを活かした効率的な事業推進により公共、民間双方にメリットをもたらす有効な施策となり得るので、今後、国、地方公共団体においても積極的な検討を加えつつ、その活用を考えていくことが望まれる。

これらの取組を進めることで、民間事業者の負担とインセンティブのバランスの取れた実用性の高い手法として、負担が小さいアイデアレベルの提案手法（サウンディング調査、民間発案）と本格的な事業内容を求める提案手法（法民間提案）の2つの手法を提供し、二段構えでの民間提案の活用が可能となる。

については、この考え方に基づいて、民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援事業の実施やノウハウ、情報の提供により、これらの手法の普及を図ることが重要と考える。また、地域プラットフォームを活用して民間提案の円滑な推進を図ることも有用であると考える。

図表：二段構えの民間提案の推進



#### 【具体的取組】

- 民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援事業の実施

PPP/PFI の事業検討段階において民間提案を活用しようとする地方公共団体等を対象に、専門コンサルタントを派遣し、民間提案の公募、受付、評価、活用検討等の取組への支援を行う。また、ここで得られた運用ノウハウ、事例、課題等を収集・蓄積し、他の地方公共団体等へ横展開を図る。

## (参考) 幅広い民間ノウハウの活用に向けて

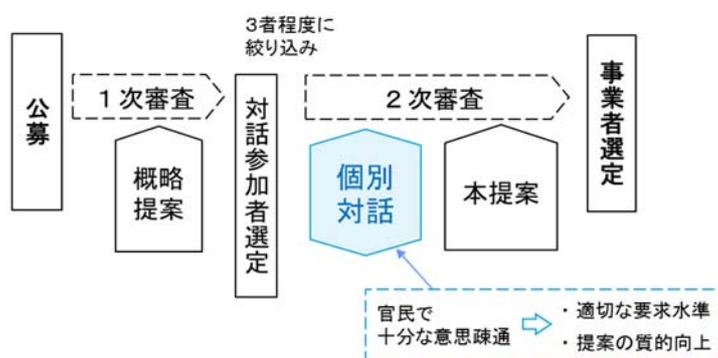
### ① 競争的対話

PPP/PFI 事業を対象とした民間提案として考察を行った「サウンディング調査」、「民間発案」、「法民間提案」の事例は、いずれも事業者公募前の段階で民間事業者による提案を活用する取組であるが、これとは異なり、事業者の本公募後に民間事業者の提案を受け付ける手法として「競争的対話」があり、事業者選定プロセスの1つとして定着している。

公募後に個別の官民対話を行った後で民間の提案を受ける事業選定手続であり、官民で十分な意思疎通を図ることで、事業に対する認識を官民双方で共有することができ、適切な要求水準の設定、提案の質的向上を図ることができる。

要求水準書等の作成のため、事業スキーム、資金調達、運営方法などについて民間事業者から幅広い提案を求める必要がある場合、例えば、詳細な事業内容の設定に民間事業者の知見が必要となる事業や、発注者と民間事業者の十分な意思疎通が必要な事業等で活用されている。

図表：競争的対話のプロセス（例）



### ② 性能発注

事業者公募の段階で民間事業者の創意工夫を最大限に活用するには、要求水準について、公共側で仕様を細かく定める「仕様発注」ではなく、提供されるべき公共サービスの水準を示す「性能発注」の考え方を積極的に導入することが望ましい。

「仕様発注」では、場合によっては民間事業者の創意工夫の余地が限定され、コスト削減や品質、機能の向上等の民間提案ならではのメリットを損なうこともあり得るが、「性能発注」としてサービス水準を示し、サービスの調達方法・手段については可能な限り民間事業者の創意工夫に委ねることで、自由度の高い提案を行うことが可能となる。

図表：要求水準書の記載（体育館の例）

	要求水準書の記載	創意工夫の余地
仕様発注	床はフローリング仕様とすること。	×スポーツ施設しか設計できない。
性能発注	バレーボール、バスケットボール、バドミントン、ハンドボール、卓球の公式試合に使用可能であること。 （目的だけ例示されていて、材料は指定されていない）	○スポーツに限らず多目的利用が可能な施設の設計ができる。